

## 広報なめがわ有料広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、滑川町有料広告掲載取扱要綱（平成20年要綱第123号。以下「要綱」という。）に基づき、町が作成する広報なめがわ（以下「広報紙」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告を掲載する位置は、広報紙の「町からのお知らせ」、「暮らしの情報」ページの下一段の町長が定める位置とする。

2 町は、広告掲載場所を追加して設ける必要があると判断した場合には、新たに広告枠を設置することができる。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 下一段 (横180ミリメートル、縦45ミリメートル)
- (2) 下一段の2分の1 (横90ミリメートル、縦45ミリメートル)

(広告掲載料)

第4条 一回当たりの広告掲載料は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、1回の申込みにつき掲載する回数が連続6回以上の場合は掲載料の1回分を、連続12回以上の場合は4回分を減額する。

- (1) 下一段 15,000円
- (2) 下一段の2分の1 7,500円

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、毎年1月に翌年度の募集を行い、枠数に空きがある場合は随時募集を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広報紙に広告を掲載しようとする者は、広報なめがわ広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする原稿を添付して、別に定める申込み期限内までに町長に提出しなければならない。

2 前項の掲載しようとする原稿は、紙またはフロッピーディスク等の電子記憶媒体によるものとする。

3 町長は、前項の申込書の提出を受けたときは、掲載の可否を決定し、広報なめがわ広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第7条 広告掲載の決定通知を受けた者（以下「掲載者」という。）は、町の指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

（掲載者の責任等）

第8条 広告の内容に関する責任は、掲載者が負うものとする。

2 版下原稿の作成経費は、掲載者の負担とする。

（広告掲載の取消し）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

（広告掲載料の還付）

第10条 町長は、納入者が一度納入した広告掲載料は還付しない。ただし、広告掲載を決定した後に掲載者の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかったときは、この限りではない。

（委任）

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成20年11月1日から施行する。